

働き方改革推進セミナー

無料

追加料金など一切なし

事業主の皆さまへ

働き方改革関連法の施行に伴い、事業主のみなさまが様々な見直しを行うなか、時間外労働・休暇取得の改善策・労務管理上の留意点、同一労働同一賃金に対する基本的な考え方等を詳しく説明します。

社会保険労務士等の専門家が、セミナーテーマをわかりやすく丁寧に解説致します

No	主なテーマ	開催日	開催時間	会場名	会場所在地
①	有給休暇取得・時間外労働	2019年 10月29日(火)	14:00 ～16:00	松藤プラザ	長崎市大黒町3-1 交通会館3F ☎095-822-4101
②	有給休暇取得・時間外労働	2019年 11月19日(火)	14:00 ～16:00	佐世保市労働福祉センター	佐世保市稲荷町2-28 ☎0956-32-8929
③	同一労働同一賃金・有給休暇取得・時間外労働	2019年 12月18日(水)	14:00 ～16:00	諫早市社会福祉協議会	諫早市新道町948 ☎0957-24-5100
④	同一労働同一賃金	2020年 1月16日(木)	14:00 ～16:00	メルカつきまちプラザホール	長崎市築町3-18 ☎095-823-9339
⑤	同一労働同一賃金	2020年 2月19日(水)	14:00 ～16:00	アルカス佐世保	佐世保市三浦町2-3 ☎0956-42-1111
⑥	時間外労働・働き方改革全般	2020年 3月10日(火)	14:00 ～16:00	松藤プラザ	長崎市大黒町3-1 交通会館3F ☎095-822-4101

セミナー終了後、16:00～17:00まで個別無料相談会も実施!! (助成金に関するご相談もできます)

厚生労働省 長崎労働局 委託事業

長崎働き方改革推進支援センター

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階
(株)東京リーガルマインド 長崎支社内

☎0120-168-610 受付時間9:00～17:00(土・日・祝日を除く) [E-mail] nagasaki-hatarakikata@lec-jp.com

ご相談方法は
裏面をご覧ください

働き方改革推進セミナー開催

FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

事業所名						
業 種						
住 所						
T E L						
参加者氏名 (部署・役職含む)	氏 名			部 署	役 職	
	氏 名			部 署	役 職	
	氏 名			部 署	役 職	
参加希望日	参加希望日にチェック(✓)をお願いします					
	①10/29	②11/19	③12/18	④1/16	⑤2/19	⑥3/10

※申込に際して収集した個人情報は、目的外で利用することはありません。

FAX.095-832-4316



厚生労働省 長崎労働局 委託事業

長崎働き方改革推進支援センター

電話でのお申込み ☎0120-168-610 [担当]辻・吉田・本村

中小企業・
小規模事業者の
みなさまへ



厚生労働省 長崎労働局

本事業は、厚生労働省 長崎労働局から
株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

働き方改革関連法が施行され、
中小企業・小規模事業者間でも様々な見直しがされています。
しかし、会社によって内容は必ずしも同じではありません。
「経営者」「従業員」の双方にメリットがある改革をするために、
まずは専門家にご相談ください。

追加料金など一切なし

相談
無料

「働き方改革」 進んでいますか？

1

2019年4月1日より施行
有給休暇年5日取得

2

2019年4月1日より施行
時間外労働の上限

※中小企業は、2020年4月1日より施行

3

2020年4月1日より施行
同一労働同一賃金

※中小企業は、2021年4月1日より施行 ※労働者派遣法は2020年4月1日より施行

「労務管理」「賃金制度」など、ビジネスサポートの専門家に相談してみましょう!!

助成金の活用

利用可能な各種助成金に関する
アドバイスや、その申請方法について

生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた
生産性向上など環境整備について

労働時間の見直し

時間外労働を削減するための
働き方の効率化や、業務の繁閑に
対応した勤務体制の確立について

人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした
雇用管理改善など、
人材不足への対応について

働きがいをもめる賃上げ策

「同一労働同一賃金ガイドライン」
などを参考にした非正規雇用労働者の
処遇改善について

長崎働き方改革推進支援センター

<http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-nagasaki/>

携帯電話・
タブレットから
簡単アクセス



ご相談方法は
裏面をご覧ください

ご相談方法はコチラ

お電話・メール・来所
いずれかでご相談

まずは社会保険労務士や経営コンサルタントが
お悩みをお伺いします。

課題解決に向けた
お手伝い
〈無料で訪問支援〉

社会保険労務士等の専門家が
事業所を5回まで訪問し、課題解決のための
改善提案をおこないます。

ご相談窓口・お問い合わせ先

長崎働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省長崎労働局委託事業〉

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階
(株)東京リーガルマインド 長崎支社内

0120-168-610

受付時間

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail

nagasaki-hatarakikata@lec-jp.com



FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

会社名			業 種		
住 所					
T E L			従業員数		
担当者名(部署・役職含む)					
訪問支援を希望しますか?	☐ はい ☐ いいえ				
ご相談内容					
☐ 正規・非正規労働者の不合理な待遇差の禁止について ☐ 働き方改革関連法全般について ☐ 助成金について					
☐ 時間外労働の上限規制について ☐ 年次有給休暇の取得について ☐ 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備					
☐ 人材確保に資する技術的な相談 ☐ その他 ()					

宛 先 長崎働き方改革推進支援センター 行

FAX.095-832-4316